

## 令和6年守山市議会12月定例会月会議提出予定議案

### 1 付議件数

専決案件	— 件	その他の案件	7 件
認定案件	— 件	諮問案件	— 件
予算案件	3 件	推薦案件	— 件
条例案件	5 件	提出案件計	15 件
人事案件	— 件	(報告案件)	1 件

提出日 令和6年11月29日

### 2 議案概要

#### 【議第54号】 令和6年度守山市一般会計補正予算（第4号）

歳入歳出補正額 705,120千円 （補正後の額 37,193,907千円）

#### 【議第55号】 令和6年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

債務負担行為の補正

#### 【議第56号】 令和6年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 △1,418千円 （補正後の額 18,882千円）

#### 【議題57号】 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

(制定概要) 刑法等の一部改正により、懲役および禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることなどに伴い、市の条例の整備を行おうとするもの

##### (1) 関係条例の字句修正

- ・ 守山市情報公開条例
- ・ 守山市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・ 守山市行政不服審査会条例
- ・ 守山市職員の分限に関する手続および効果に関する条例
- ・ 守山市職員の給与に関する条例
- ・ 守山市教育公務員の給与に関する条例
- ・ 守山市の生活環境を保全する条例
- ・ 守山市特定旅館建築規制条例
- ・ 守山市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例
- ・ 守山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

##### (2) 経過措置

施行日前後における罰則の適用や人の資格その他の事項について、市の条例が適

切に機能できるように、解釈規定やみなし規定など各種経過措置を定める。

(施行期日) 令和7年6月1日(刑法等の一部改正の施行日)

**【議第58号】 守山市印鑑条例の一部を改正する条例案**

(改正概要) 市民の利便性向上のため、全庁的に行政手続きのオンライン化を進める中、印鑑登録証明書のオンライン交付申請を開始するに当たり、必要な改正を行おうとするもの

(施行期日) 公布の日

**【議第59号】 守山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案**

(改正概要) 雇用保険法、刑法等の改正に伴う国家公務員退職手当法の改正に伴い、必要な改正を行おうとするもの

- (1) 雇用保険法関係 地域延長給付に係る令和6年度末までの暫定措置を2年間延長
- (2) 刑法関係 懲役および禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴う字句修正
- (3) その他字句修正および条項ずれの整備

(施行期日等)

- (1) 施行期日

公布の日。ただし、雇用保険法関係は令和7年4月1日、刑法関係は令和7年6月1日(それぞれの法改正の施行日)

- (2) 経過措置

ア 雇用保険法関係 改正日前に就労した退職者には従来の制度を適用する。

イ 刑法関係 改正日前に禁錮以上の刑で起訴された者は、改正日後以降は新刑法による拘禁刑で起訴された者とみなす。

**【議第60号】 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する条例案**

(改正概要) 利用者の利便性向上のために再整備を行った守山町公園テニスコートについて、使用料金の改定を行おうとするもの

(現行)

区分	午前6時から午後9時まで	
	夜間照明施設を使用しない場合	夜間照明施設を使用する場合
日曜日、土曜日 および休日	1コート1時間につき 750円	1コート3時間につき 3,150円
その他の日	1コート1時間につき 500円	1コート3時間につき 2,100円

(改正後)

区分	午前6時から午後9時まで (1コート1時間につき)	
	夜間照明施設を使用しない場合	夜間照明施設を使用する場合
日曜日、土曜日 および休日	990円	1,400円
その他の日	660円	1,100円

(施行期日) 令和7年4月1日

**【議第61号】 守山市地域子育て支援拠点施設の設置および管理に関する条例案**

(制定概要) 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての悩みを相談できる場を提供することで子育ての不安の軽減や子どもの健やかな育ちを支援するとともに、市の子育て支援事業を通じた地域交流を推進する拠点施設として「守山市地域子育て支援拠点施設」を設置しようとするもの

(1) 名称および位置

ア 名称 守山市地域子育て支援拠点施設 (愛称も設定できる)

イ 位置 守山市梅田町6番2号

(2) 拠点施設で行う事業

ア 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業

イ 子ども・子育て支援法第59条第1号に規定する利用者支援事業

ウ 子育て支援事業を通じた地域交流の推進

エ その他設置目的を達成するために必要なこと。

(3) 指定管理者による管理

指定管理者に行わせる管理の範囲を定める。

(4) 開館時間

午前10時から午後5時まで

※ 市内で活動する子育てサークル・子育てボランティアは午後7時まで利用可

(5) 休館日

水曜日（休日を除く）、休日の翌日、12月29日から翌年1月3日まで

(6) 利用者の範囲

小学校6年生までの子ども、市内在住・在勤の保護者、市内で活動する子育てサークル・子育てボランティア等

(7) 使用の許可、使用の不許可等

拠点施設の使用の許可、不許可、取消し等使用に関する条件を規定する。

(8) 利用料

無料とする。

（施行期日等）

(1) 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲において、規則で定める日

(2) 議会の議決に付すべき公の施設の利用および廃止に関する条例の一部を改正する。

守山市地域子育て支援拠点施設の規定を追加する。

**【議第62号】 財産の無償貸付につき議決を求めることについて**

平成27年度から民営化した幸津川デイサービスセンターの敷地（市有地）の無償貸付期間（10年）の満了に伴い、引き続き10年間の無償貸付を行うことについて地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求めるもの

(1) 無償貸付する財産 次の土地および土地に付帯する工作物一式

守山市幸津川町1549番3（宅地、公簿面積2,005.00平方メートル）

(2) 無償貸付の相手方 社会福祉法人慈恵会

理事長 廣田 岳尚

(3) 貸付期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日まで（10年間）

**【議第63号】 財産の無償貸付につき議決を求めることについて**

平成27年度から民営化した三宅デイサービスセンターの敷地（市有地）の無償貸付期間（10年）の満了に伴い、引き続き10年間の無償貸付を行うことについて地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求めるもの

(1) 無償貸付する財産 次の土地および土地に付帯する工作物一式

守山市三宅町833番4（宅地、公簿面積2,656.74平方メートル）

(2) 無償貸付の相手方 社会福祉法人友愛

理事長 堀井 節子

(3) 貸付期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日まで（10年間）

**【議第64号】 財産の無償貸付につき議決を求めることについて**

平成27年度から民営化した石田デイサービスセンターの敷地（市有地）の無償貸付期間（10年）の満了に伴い、引き続き10年間の無償貸付を行うことについて地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求めるもの

- (1) 無償貸付する財産 次の土地および土地に付帯する工作物一式  
守山市石田町421番1、422番、423番1（宅地、公簿面積3,305.99平方メートル）
- (2) 無償貸付の相手方 社会福祉法人守山市社会福祉協議会  
会長 川那辺 守雄
- (3) 貸付期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日まで（10年間）

**【議第65号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて**

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

- (1) 施設の名称 守山市歴史文化まちづくり館、守山市中心市街地活性化交流プラザ、あまが池親水緑地
- (2) 指定管理者候補者 株式会社みらいもりやま21  
代表取締役社長 鵜飼 重樹
- (3) 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

**【議第66号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて**

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

- (1) 施設の名称 高年齢者労働能力活用研修センター
- (2) 指定管理者候補者 公益財団法人守山市シルバー人材センター  
理事長 川那辺 孝藏
- (3) 指定期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

**【議第67号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて**

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

- (1) 施設の名称 吉身保育園
- (2) 指定管理者候補者 社会福祉法人洛和福祉会  
理事長 矢野 一郎
- (3) 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

**【議第68号】 市道の路線の認定および廃止につき議決を求めることについて**

道路法の規定に基づき、次の市道の路線の認定および廃止を行おうとするもの

- (1) 路線の認定 12路線
- (2) 路線の廃止 2路線

**【報告第18号】 専決処分の報告について**

[令和6年度守山市一般会計補正予算(第3号)](令和6年10月9日付け専決第7号)

歳入歳出補正額 52,400千円(補正後の額 36,488,787千円)